

目 次

はじめに	1
I. 獣医師生涯研修事業のねらい	2
II. 獣医師生涯研修事業のしくみ	3
【図1】 獣医師生涯研修事業のしくみ（概要）	4
【図2】 研修実績の申告から認定証の交付までの具体的な流れ	5
III. ポイントの取得，研修実績の申告方法と証明書の交付	6
A. ポイントの取得と研修実績の申告方法等	6
1. ポイントの取得	6
2. 研修実績の申告方法	6
3. 生涯研修実績証明書の交付	6
B. 研修対象プログラムとポイント数	7
【表1】 ポイント取得の対象となる認定研修プログラムとポイント数	7
【表2】 在宅研修とポイント数	7
【図3】 研修実績の申告と証明書交付のしくみ	8
IV. 修了証及び認定証の交付	9
A. 修了証	9
B. 認定証	9
【図4】 修了証及び認定証の申請と交付のしくみ（共通）	10
【参考1】 修了証・認定証及び生涯研修実績証明書の様式	11
付1：運営委員会が認定する研修プログラムについて	12
A. 生涯研修事業の対象として認定する組織（研修事業の実施組織）	12
【表3】 生涯研修事業の認定組織（研修事業の実施組織）の認定要件	12
B. 生涯研修事業の対象として認定する研修プログラム	13
【表4】 生涯研修事業の認定研修プログラム	13
【参考2】 平成19年度に認定した生涯研修事業の実施組織及び在宅研修用教材	14
C. 研修プログラムに沿ったカリキュラムの内容	15
【参考3】 小動物獣医師向けカリキュラム	16
【参考4】 産業動物獣医師向けカリキュラム	17
【参考5】 公衆衛生獣医師向けカリキュラム	18
付2：研修実績申告手数料及び修了証・認定証交付申請手数料について	21
【表5】 手数料の区分と金額	21

はじめに

今日、獣医師が果たすべき任務及び社会的使命は、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生等の広範な分野でそれぞれ格段に重みを増してきております。

そのような中で獣医師は、変化する社会の多様な要請に対して、日進月歩の獣医学術・技術を積極的に修得しながら迅速、的確に対応していかなければなりません。

このため日本獣医師会は、構成獣医師である皆様のために、平成12年度から獣医師生涯研修事業を開始いたしました。

この研修事業につきましては、日本獣医師会の生涯研修事業運営委員会において、事業内容の充実や円滑な運営等について各方面のご意見とご要望等をお聞きしながら検討を重ね、当初予定の3年間にわたって試行してきたところです。

その結果、平成15年度からは、研修事業に継続して参加され、積極的に自己研鑽に努められた獣医師の皆様に対する日本獣医師会による認定システムの導入を含め、その内容を一層整備して本格的に移行いたしました。

獣医師生涯研修事業は、動物医療の提供を通じ国民生活の安定と質の向上、更には安全の確保について重要な職責を担う獣医師の皆様が、これまで自助努力により行ってきた自己学習、自己研鑽を一層体系的なものとするよう日本獣医師会が組織的に支援するものです。

獣医師の皆様におかれましては、研修事業の意義・目的を十分に理解され、積極的にこの事業に参加していただき、日々自己研鑽に努めながら社会の要請に答えていかれるよう心から願ってやみません。

なお、この生涯研修事業は、獣医師会に入会されていない獣医師（日本獣医師会の非構成獣医師）の方も参加することができますが、この際、是非とも獣医師会に入会され、組織の一員としてこの研修事業のほか、獣医師会の各種活動に積極的に参加することにより社会の期待に応えるようご尽力いただければ幸甚に思う次第です。

平成20年4月

社団法人 日本獣医師会

I

獣医師生涯研修事業のねらい

獣医師は、獣医師法に基づく国家資格により飼育動物の診療について独占権を付与された公共性の高い専門職です。

したがって、資格取得後においてもその任務を達成するため、生涯にわたり自ら専門知識・技術を習得しながら自己研鑽に努めるとともに、その成果を常に社会に還元していく責務があります。

このことは、飼育動物の診療業務に従事する獣医師だけではなく、家畜衛生分野、公衆衛生分野等、多岐にわたる職域においてそれぞれの専門業務に従事する獣医師の皆様についても全く同様です。

日本獣医師会は、これまで獣医師の皆様が自助努力により行ってきた自己学習、自己研鑽を一層体系的なものとするよう組織的に支援するため、獣医師生涯研修事業に積極的に取り組むことが全国の獣医師によって構成される公益法人としての重要な社会的使命であると認識しております。

このため日本獣医師会は、

- ①各職域の獣医師の皆様は、それぞれの職域の特性に応じた研修プログラムを効果的・効率的・継続的に提供し、
- ②一定の研修プログラムを終了した獣医師の皆様に対して、全国統一的に、しかも公平、客観的に自己研鑽の到達度合いを確認（ポイント制の導入）するとともに、
- ③自己研鑽の到達度合いに応じて日本獣医師会が評価し、所定の認定（修了証及び認定証の交付）を行って社会の要請、信頼に応える仕組み、

すなわち「獣医師生涯研修事業」を獣医師会の重要な公益活動として位置付け、この円滑な運営に積極的に取り組んでいるところです。

以上のとおり、この獣医師生涯研修事業の意義・目的は、多岐にわたる職域でその職責を担う全国の構成獣医師の自己研鑽を一層体系的なものとするよう組織的に支援することにより、獣医師の専門知識・技術の高位平準化を図ることにあり、このことを通じて獣医師に対する社会の要請、信頼に応え、広く公益に資していくことにあることを十分にご理解ください。



II

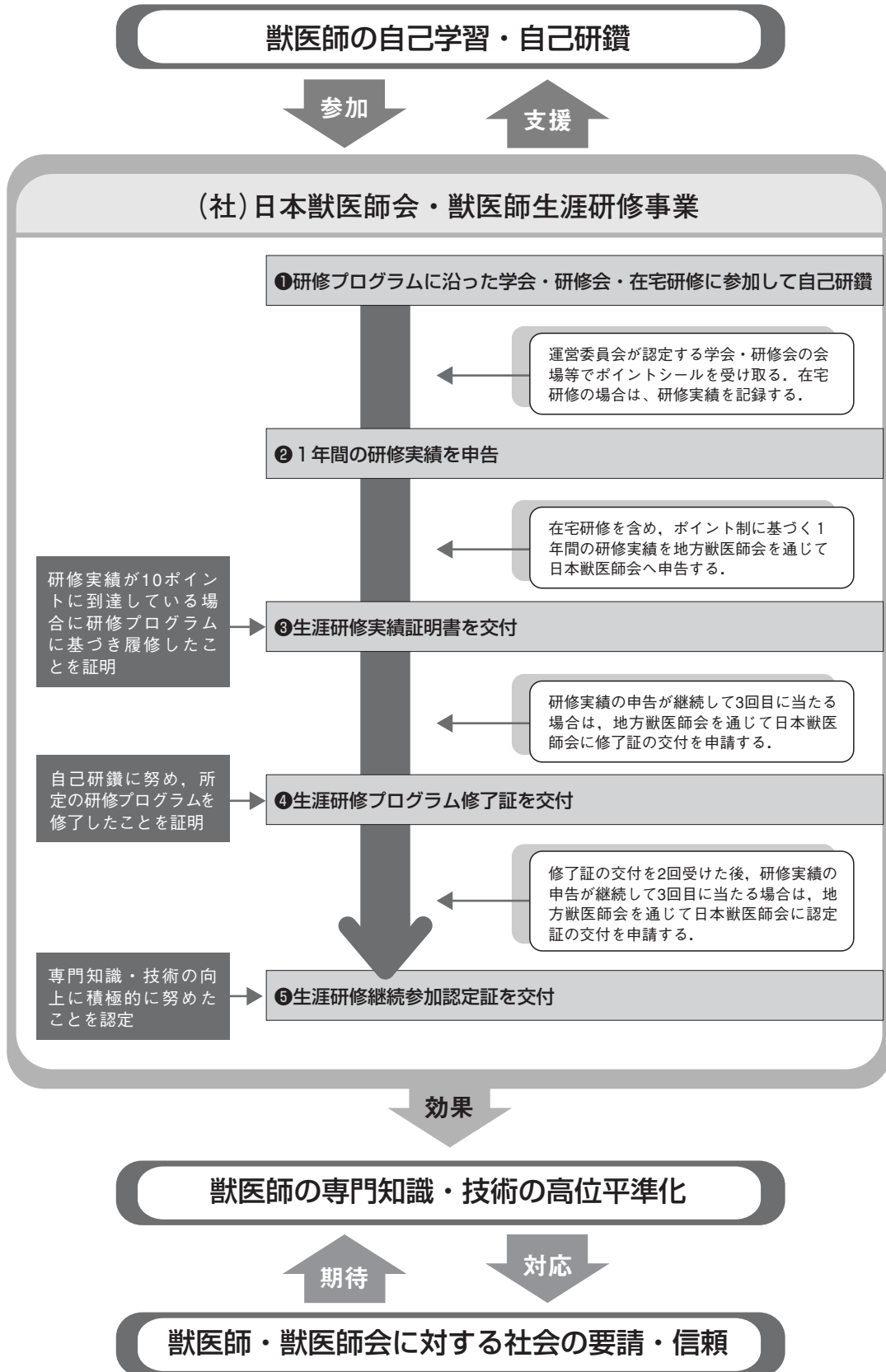
獣医師生涯研修事業のしくみ

この事業は、①日本獣医師会に設置している獣医師生涯研修事業運営委員会（以下「運営委員会」と略します。）が認定する研修プログラムにしたがい自己研鑽した獣医師に対して、②その自己研鑽の状況、すなわち研修プログラムの履修状況をポイント制により客観的に確認するとともに、③研修事業を通じて継続的に自己研鑽に努めた獣医師の皆様に対して、その自己研鑽の到達度合に応じて評価（修了証・認定証の交付）することを基本としており、具体的には、以下のような内容となっております。（図1及び図2参照）

なお、「運営委員会が認定する研修プログラム」の具体的な要件及び研修プログラムに沿ったカリキュラムの具体的な内容につきましては、12～20頁をご覧ください。

1. この研修事業を通じて自己研鑽に努めようとされる獣医師の皆様は、まず、運営委員会が認定する研修プログラムに沿った学会や研修会・講習会等（ポイント取得の対象となる研修プログラム）に積極的に参加し、会場等で「ポイントシール」を受けとってください。（注：学術刊行物、CD-ROM、研修用ビデオ等で在宅研修した場合は、その研修実績を記録。6頁及び7頁をご覧ください。）
2. 上記により自己研鑽したら、毎年、1年間（4月～翌年3月）の研修実績を「**獣医師生涯研修実績申告書兼修了証・認定証交付申請書**」（本パンフレットに添付してあります）により地方獣医師会を通じて日本獣医師会に申告してください。
3. 上記2の申告書を提出された獣医師の方で**1年間に10ポイント取得**された獣医師の皆様には、日本獣医師会から当該年度の「**証明書（生涯研修実績証明書）**」を交付いたします。（注：ポイントの取得、研修実績の申告方法等の詳細については、6～8頁及び21頁をご覧ください。）
4. 上記3の証明書を2回取得し、その後の研修実績（1年間に10ポイント以上）の申告が継続して3回目（3年目）に当たる獣医師の皆様には、ご本人の申請に基づき、自己研鑽に努め、所定の研修プログラムを修了したことを証する「**修了証（獣医師生涯研修プログラム修了証）**」を日本獣医師会が交付いたします。
5. さらに、上記4により修了証を2回取得し、その後の研修実績（1年間に10ポイント以上）の申告が継続して3回目に当たる獣医師の皆様には、ご本人の申請に基づき、専門知識・技術の向上に積極的に努めたことを認定する「**認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）**」を日本獣医師会が交付いたします。（注：修了証及び認定証の交付申請等の詳細については、9～11頁及び21頁をご覧ください。）

【図1】 獣医師生涯研修事業のしくみ（概要）



【図2】 研修実績の申告から認定証の交付までの具体的な流れ
 (平成12年度から獣医師生涯研修事業に継続して参加している場合の例示)



以後も生涯にわたり自己学習・自己研鑽



ポイントの取得, 研修実績の申告方法と証明書の交付

A. ポイントの取得と研修実績の申告方法等

1. ポイントの取得

- (1) 学会, シンポジウム, 学術研修会・講習会等に参加したら……

会場の受付等でポイントシールを受け取り, 本パンフレットに添付の「**獣医師生涯研修実績申告書兼修了証・認定証交付申請書**」(以下「申告書兼申請書」と略します。)の「平成20年度取得ポイントシール貼付欄」に貼付し, 併せて参加した年月日を記入してください。

(注: ポイントシールは, 原則として, 当日配布したものに限りません。)

- (2) 在宅で研修したら……

前記のとおり, 運営委員会が認定した学術刊行物, CD-ROM, 研修用ビデオ等を利用して在宅で研修したら, その実績を申告書兼申請書の「I. 平成20年度研修実績申告書(ポイント記入欄)」中「(2) 在宅研修による取得ポイント数」の欄にポイント数を記入(自己申告)してください。

2. 研修実績の申告方法

- (1) 研修実績は, 毎年, 申告書兼申請書に1年間のうちに取得したポイントシールを貼付(在宅研修については研修実績を記入)し, 「I. 平成20年度研修実績申告書(ポイント記入欄)」に参加した生涯研修プログラムの内容と取得ポイント数を記入してください。

- (2) 申告書兼申請書は, 毎年5月末日までに, 「**研修実績申告手数料**」(受益者負担)を添えて所属地方獣医師会(獣医師会会員でない獣医師の方は, 住所地の地方獣医師会)に提出してください。

注1: 当該年度に取得したポイントは, 翌年度の5月末日までに申告しないと無効になりますので, 十分にご注意ください。

注2: 研修実績申告手数料については, 21頁の「付2: 研修実績申告手数料及び修了証・認定証交付申請手数料について」をご覧ください。

3. 生涯研修実績証明書の交付

- (1) 上記手続きにより研修実績を申告した方で1年間に10ポイント以上取得された獣医師の皆様には, 申告した年の10月に「**生涯研修実績証明書**」を交付します。(平成17年度から取得ポイントの次年度への繰越はできなくなりました。)

- (2) 生涯研修実績証明書は, 所定のポイント取得が確認された獣医師の方全員に日本獣医師会から直送します。(注: 修了証の交付を申請した場合は, 原則として, 生涯研修実績証明書は交付しません。)

B. 研修対象プログラムとポイント数

研修の対象となるプログラムとポイント数の関係は、表1及び表2のとおりです。

なお、「生涯研修実績証明書」の交付を受けるために必要なポイント数は、年間に10ポイントです。

【表1】ポイント取得の対象となる認定研修プログラムとポイント数（後記の注にご留意ください。）

区分	ポイント取得の対象となる認定研修プログラム	ポイント数	
獣医師関連団体	①日本獣医師会及び地方獣医師会（地区獣医師会連合会を含む。）が主催・共催する学術研修会・講習会等（運営委員会が定める研修カリキュラムに準拠し、認定したもの）への参加	2時間	1ポイント
	②運営委員会が認定したその他の獣医師関連団体が主催・共催する学術研修会・講習会等（運営委員会が定める研修カリキュラムに準拠し、認定したもの）への参加		
学術関連団体	③学会年次学会への参加	半日	2ポイント
		1日	3ポイント
	④学会年次学会における発表（共同研究を含む）	1演題につき1ポイントを加算	
	⑤地区三学会への参加	半日	1ポイント
		1日	2ポイント
⑥地区三学会における発表（共同研究を含む）	1演題につき1ポイントを加算		
⑦運営委員会が認定した団体が主催・共催する学会、シンポジウム、学術研修会・講習会等（運営委員会が定める研修カリキュラムに準拠するものとして認定したもの）への参加		（研修カリキュラムに準拠しているシンポジウムが企画されているものについては、2時間につき1ポイントを加算）	
大学等	⑧大学・教育・研究機関等が主催・共催する学術研修会・講習会等（運営委員会が定める研修カリキュラムに準拠し、認定したもの）への参加	2時間	1ポイント

【表2】在宅研修とポイント数（後記の注にご留意ください。）

区分	ポイント取得の対象となる研修プログラム	ポイント数	
学術刊行物等	①三学会機関誌及び獣医師生涯研修事業のページ（日獣会誌）による研修	4時間の学習につき1ポイント	
	②三学会機関誌（日獣会誌）上における研究論文の発表（共著を含む。）	1論文につき3ポイント	
	③運営委員会が認定した機関誌による研修	4時間の学習につき1ポイント	
	④運営委員会が認定した機関誌上における研究論文の発表（共著を含む。）	1論文につき3ポイント	
	⑤その他の学術雑誌（運営委員会が認定した雑誌、商業誌を含む）による研修	4時間の学習につき1ポイント	
視聴材等	⑥CD-ROM（運営委員会が認定したもの）による研修	4時間の学習につき1ポイント	
	⑦研修用ビデオ（運営委員会が認定したもの）による研修	4時間の学習につき1ポイント	

注1：運営委員会が認定した研修プログラム（獣医師関連団体や学術関連団体が主催・共催する学会、シンポジウム、学術研修会・講習会、学術関連団体が発行する学術刊行物等）は、日本獣医師会雑誌に順次掲載する等して広報します。

注2：1学会、1研修会・講習会において取得できる参加ポイントの上限は、「5ポイント」です。（発表により取得するポイントは除く）

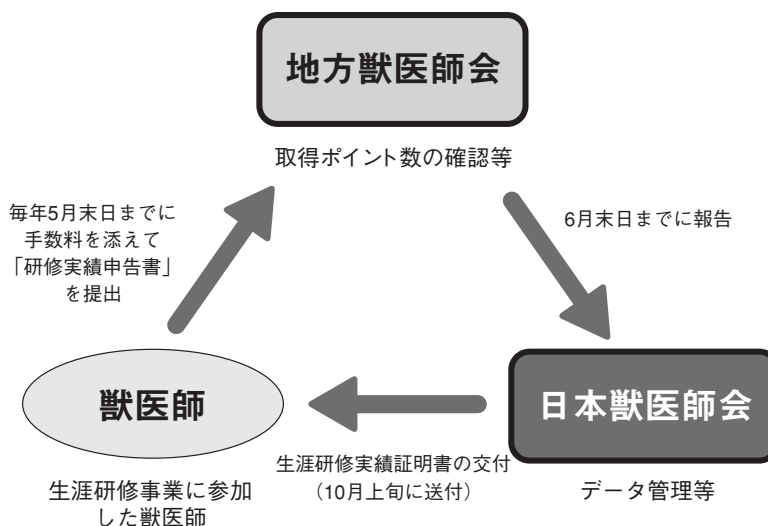
注3：在宅研修によって取得できるポイントの上限は、1年度につき「5ポイント」です。

注4：当該年度において取得したポイントを研修実績として申告しなかった場合、当該取得ポイントは、無効となります。

注5：獣医師生涯研修プログラム修了証の交付申請を行う場合であって、海外出張や病気療養等の理由により研修実績の申告を3年間継続して行えなかった場合は、4年目にその証明書を添えて、3年間の研修実績を申告することができます。

注6：平成17年度の申告から当該年度に取得したポイントを繰り越すことができなくなりました。

【図3】 研修実績の申告と証明書交付のしくみ
(平成20年5月末日までに申告する研修実績は、平成19年度の研修実績です。)



IV

修了証及び認定証の交付

生涯研修事業に継続して参加し、積極的に自己研鑽に努められた獣医師の皆様には、前述の「Ⅱ. 獣医師生涯研修事業のしくみ」のところで述べたように、「修了証（獣医師生涯研修プログラム修了証）」及び「認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）」を交付します。

A. 修了証

1. 生涯研修事業に参加して生涯研修実績証明書を継続して2回取得したのち、研修実績の申告が3回目に当たる獣医師の皆様には、ご本人の申請に基づき、「修了証（獣医師生涯研修プログラム修了証）」を日本獣医師会が交付します。（申請は、生涯研修実績証明書を継続して2回取得した後の3回目の研修実績の申告時に限ります。ただし、海外出張や病気療養等により申告できなかった場合を除きます。）

なお、海外出張や病気療養等の理由により3年連続して申告できなかった場合には、4年目にその証明書を添えて、3年間の研修実績を申告することができます。

2. 修了証の交付申請手続きは、申告書兼申請書中の「Ⅱ. 修了証交付申請書」欄の番号を丸で囲み、「修了証交付申請手数料」（受益者負担。研修実績申告手数料を含みます。）を添えて毎年5月末日までに所属地方獣医師会（獣医師会会員ではない獣医師の方は、住所地の地方獣医師会）を経由して日本獣医師会に申告書兼申請書を提出してください。（注：修了証の交付を申請した場合は、原則として生涯研修実績証明書は交付しません。ただし修了証の交付を申請しない場合には、生涯研修実績証明書を交付します。）

3. 修了証の交付は、上記2の交付申請に基づき、日本獣医師会において申請者ご本人の研修実績を確認のうえ、日本獣医師会から申請した年の10月上旬に、直接、ご本人に修了証を送付して行います。

4. 日本獣医師会から修了証が交付（送付）されたら、診療業務に従事する獣医師の方は、この修了証を診療施設内の受付や待合室等、外来者等の目につくところに掲示されることをお奨めします。

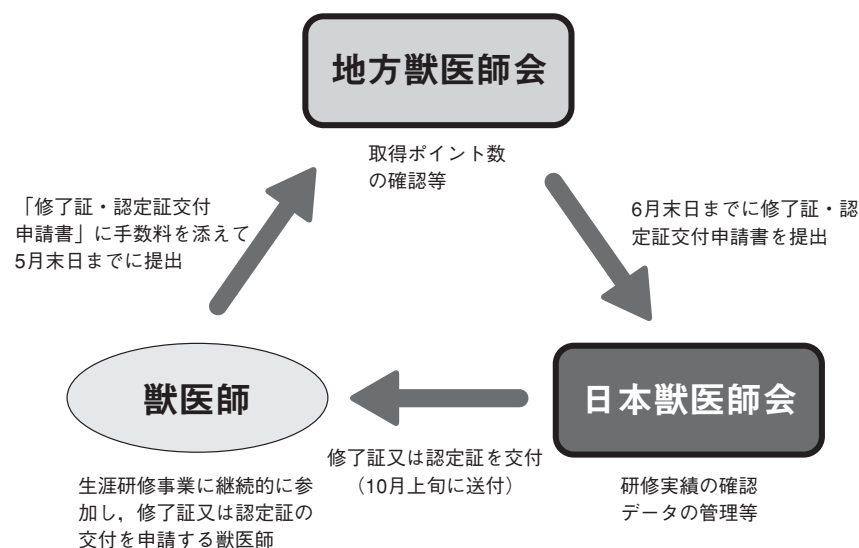
B. 認定証

1. 上記Aの修了証を2回取得したのち、研修実績の申告が3回目に当たる獣医師の方には、ご本人の申請に基づき、「認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）」を日本獣医師会が交付します。（申請は、修了証を2回取得した後の3回目の研修実績の申告時に限ります。）

2. 認定証の交付申請手続きは、修了証の交付申請と同様に、申告書兼申請書中の「Ⅱ. 修了証・認定証交付申請書」欄の番号を丸で囲み、「認定証交付申請手数料」（受益者負担、研修実績申告手数料を含みます。）を添えて毎年5月末日までに所属地方獣医師会（獣医師会会員ではない獣医師の方は、住所地の地方獣医師会）を経由して日本獣医師会に申告書兼申請書を提出してください。（注：認定証の交付を申請した場合は原則として生涯研修実績証明書は交付しません。ただし、認定証の交付を申請しない場合には、生涯研修実績証明書を交付します。）
3. 認定証の交付は、上記2の交付申請に基づき、日本獣医師会において申請者ご本人の研修実績を確認のうえ、日本獣医師会から申請した年の10月上旬に、直接、ご本人に認定証を送付して行います。
4. 日本獣医師会から認定証が交付（送付）されたら、診療業務に従事する獣医師の方は、この認定証を診療施設内の受付や待合室等、外来者等の目につくところに掲示されることをお奨めします。

注：修了証及び認定証の交付申請手数料については、21頁の「付2：研修実績申告手数料及び修了証・認定証交付申請手数料について」の項をご覧ください。

【図4】 修了証及び認定証の申請と交付のしくみ（共通）



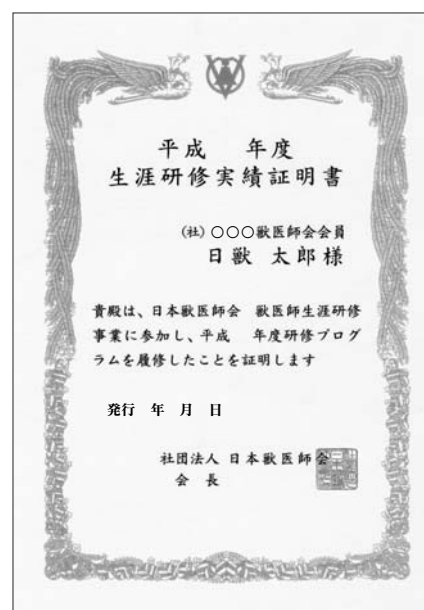
【参考1】 認定証・修了証及び生涯研修実績証明書の様式



- ・ 認定証は、ガラス製額入り（190mm × 240mm）、金属板（122mm × 170mm）、日獣マークの地色はゴールド



- ・ 修了証は、木製額入り（325mm × 260mm）、紙製（303mm × 242mm）日獣マークの地色はシルバー



- ・ 生涯研修実績証明書は紙製（157mm × 120mm）

付1:運営委員会が認定する研修プログラムについて

「運営委員会が認定する生涯研修プログラム」とは、まず、①生涯研修事業の参加団体として運営委員会が認定した組織が実施するもので、②生涯研修事業の対象として運営委員会が認定した学会、シンポジウム、学術研修会・講習会等の研修プログラムを言います。

生涯研修事業の対象となる研修プログラムとして認定を受けるためには、上記①（研修事業実施主体の認定）及び②（研修プログラムの認定）の両要件を満たしていることが必要ですが、①及び②の具体的な内容は、以下のとおりです。

A. 生涯研修事業の対象として認定する組織 (研修事業の実施組織)

運営委員会が生涯研修事業の対象として認定する組織（研修事業の実施組織）は、獣医師関連団体、学術関連団体及び大学・教育・研究機関であって、原則として、生涯研修事業の実施主体として認定を受けようとする組織の申請に基づき、運営委員会が個別に審査して認定した組織とします。

運営委員会が認定する生涯研修事業の認定組織（研修事業の実施組織）の要件は表3のとおりで、これまでに認定した組織は参考2（14頁）のとおりです。

【表3】生涯研修事業の認定組織（研修事業の実施組織）の認定要件

区 分	生涯研修事業の対象として認定する組織（研修事業の実施組織）
獣医師関連団体	事業実施関連団体 日本獣医師会及び地方獣医師会（地区獣医師会連合会を含む）とします。（注：生涯研修事業実施主体として運営委員会の認定を受ける必要はありません。）
	その他の獣医師関連団体 全国規模の広く参加可能な組織であって、当該団体の会員の3分の2以上が日本獣医師会の構成獣医師となっている団体、又は公益法人たる獣医師関連団体とします。（※注：生涯研修事業実施主体として運営委員会の認定を受ける必要があります。）
学術関連団体	日本獣医師会の三学会 日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会及び日本獣医公衆衛生学会とします。（注：生涯研修事業実施主体として運営委員会の認定を受ける必要はありません。）
	その他の学術関連団体 学術研究団体とします。（※注：生涯研修事業実施主体として運営委員会の認定を受ける必要があります。）
大学・教育・研究機関	すべての大学・教育・研究機関とします。（注：生涯研修事業実施主体として運営委員会の認定を受ける必要はありません。）

※生涯研修事業の対象認定組織として認定を受けようとする場合は、あらかじめ、日本獣医師会事務局・生涯研修事業担当者にご連絡ください。

B. 生涯研修事業の対象として認定する研修プログラム

生涯研修事業の対象として認定する研修プログラムは、前記Aにより認定した研修事業実施主体から生涯研修事業の対象プログラムとして認定申請のあった学会、シンポジウム、学術研修会・講習会等、及び在宅研修用教材（学術雑誌、視聴覚教材等）について、運営委員会が、**分野別に定めるカリキュラム**（15～20頁，参考3～5参照）に沿ったものかどうかを審査のうえ、個別に認定します。

研修プログラムの認定対象となる学会、シンポジウム、学術研修会・講習会等並びに研修プログラムの認定対象となる在宅研修用教材等は、表4及び参考2（在宅研修用教材，14頁）のとおりです。

【表4】生涯研修事業の認定研修プログラム

区 分		生涯研修事業の対象として認定する研修プログラム
学会・シンポジウム・学術研修会・講習会等	獣医師関連団体 事業実施関連団体	日本獣医師会及び地方獣医師会（地区獣医師会連合会を含む）が主催・共催する学術研修会・講習会等は、研修プログラムの対象として認定しています。 （注：地方獣医師会が主催・共催するものについては、その内容が運営委員会の定める研修カリキュラムに沿ったものとして研修プログラムの認定を受ける必要があります。）
	その他の獣医師関連団体	その他の獣医師関連団体が主催・共催する学術研修会・講習会等については、その内容が運営委員会の定める研修カリキュラムに沿っており、しかも広く参加可能であるものを研修プログラムの対象として認定しています。 （注：研修プログラムの認定申請が必要です。）
大学・教育・研究機関	日本獣医師会の三学会	日本獣医師会の日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会及び日本獣医公衆衛生学会が主催する年次学会及び地区学会は、すべて研修プログラムの対象として認定しています。 （注：研修プログラムの認定申請は不要です。）
	その他の学術関連団体	運営委員会が認定した学術研究団体が主催・共催するシンポジウム、学術研修会・講習会等については、その内容が運営委員会の定める研修カリキュラムに沿っており、しかも広く参加可能であるものを研修プログラムの対象として認定しています。 （注：研修プログラムの認定申請が必要です。）
在宅研修等	学術刊行物等 （ビデオ・CD-ROM等）	①認定組織である学術団体が発行する学術刊行物とします。 （注：運営委員会が認定した機関誌。） ②運営委員会が個別に認定した学術刊行物等とします。 （※注：研修プログラムの認定申請が必要です。） 運営委員会が個別に認定した視聴覚教材等とします。 （※注：研修プログラムの認定申請が必要です。）

※生涯研修事業の在宅研修用教材の対象として認定を受けたい場合は、日本獣医師会事務局・生涯研修事業担当者にご連絡ください。

【参考2】平成19年度に認定した生涯研修事業の実施組織及び在宅研修用教材

A. 研修事業の認定実施組織

1. 獣医師関連団体

- (1) 事業実施関連団体：社団法人日本獣医師会，社団法人である地方獣医師会（地区獣医師会連合会を含む）
- (2) その他の獣医師関連団体：社団法人全国農業共済協会，社団法人動物病院福祉協会，日本小動物獣医師会

2. 学術関連団体

- (1) 日本獣医師会の三学会：日本産業動物獣医学会，日本小動物獣医学会，日本獣医公衆衛生学会
- (2) その他の学術関連団体：次の16団体（ABC順）
①日本比較臨床医学会（JACCM），②日本豚病研究会（JPVS），③日本家畜衛生学会（JSAH），④日本繁殖生物学会（JSAR），⑤動物臨床医学会（JSCVM），⑥比較眼科学会（JSCVO），⑦日本食品微生物学会（JSFM），⑧鶏病研究会（JSPD），⑨獣医麻酔外科学会（JSVA），⑩日本獣医循環器学会（JSVC），⑪日本家畜臨床学会（JSVC），⑫日本獣医臨床病理学会（JSVCP），⑬日本獣医皮膚科学会（JSVD），⑭獣医疫学会（JSVE），⑮日本獣医学会（JSVS），⑯日本野生動物医学会（JSZWM）

3. 大学・教育・研究機関：16 獣医学系大学等

B. 研修事業の認定在宅研修用教材

1. 学術刊行物等

- (1) 日本獣医師会の三学会（日本産業動物獣医学会，日本小動物獣医学会，日本獣医公衆衛生学会）が発行する学会機関誌（日本獣医師会雑誌）
- (2) 認定した学術団体等が発行する学術雑誌～次の17雑誌（ABC順）
①日本比較臨床医学会誌（日本比較臨床医学会），②日本豚病研究会報（日本豚病研究会），③家畜衛生学雑誌（日本家畜衛生学会），④The Journal of Reproduction and Development（日本繁殖生物学会），⑤動物臨床医学（動物臨床医学会），⑥比較眼科研究（比較眼科学会），⑦日本食品微生物学会雑誌（日本食品微生物学会），⑧鶏病研究会報（鶏病研究会），⑨獣医麻酔外科学雑誌（獣医麻酔外科学会），⑩動物の循環器（日本獣医循環器学会），⑪日本家畜臨床学会誌（日本家畜臨床学会），⑫獣医臨床病理（日本獣医臨床病理学会），⑬獣医皮膚科臨床（日本獣医皮膚科学会），⑭獣医疫学雑誌（獣医疫学会），⑮The Journal of Veterinary Medical Science（日本獣医学会），⑯Japanese Journal of Zoo and Wild Life Medicine（日本野生動物医学会），⑰家畜診療（全国農業共済協会）
- (3) その他の認定学術雑誌～獣医畜産新報（文永堂出版）

2. 認定した視聴覚教材～CD - ROM 等次の10種

- ①心臓病学1（山根義久監修），②心臓病学2（山根義久監修），③心臓病学3（山根義久監修），④皮膚病学（岩崎利郎・小方宗次監修），⑤ネコの内科学・外科学（鷺巣誠監修），⑥牛の繁殖学－妊娠とその異常（浜名克己監修），⑦馬の蹄－解剖から蹄病学（水野豊香監修），⑧小動物の眼科「水晶体の検査：Part1」（運営委員会監修），⑨小動物の眼科「前眼部の検査：Part II」（運営委員会監修），⑩「人と動物の共通感染症，牛の発情・排卵同期化と定時人工授精」（運営委員会監修）

C. 研修プログラムに沿ったカリキュラムの内容

1. 「カリキュラム」は、生涯研修プログラムをある程度体系的に修得していただくうえで必要な目安として運営委員会が定めるもので、①小動物獣医師向け研修用カリキュラム、②産業動物獣医師向け研修用カリキュラム、及び③公衆衛生獣医師向け研修用カリキュラムからなっております。
2. カリキュラムは、獣医師として社会的な観点から知っていることが望ましいと考えられる「基本事項」、各分野で必要と思われる「臨床的一般事項」、「各種疾患における事項」（小動物分野）、「臨床的事項」、「衛生的事項」（産業動物分野）、「一般事項」（公衆衛生分野）のほか、それぞれの分野を越えて必要と考えられる事項、例えば、小動物分野の獣医師の皆様も知っていることが望まれる産業動物分野や公衆衛生分野の事項を「関連事項」として網羅しております。
3. 各分野別カリキュラムの個別、具体的な内容は、**参考3～5**のとおりであり、生涯研修事業に参加される獣医師の皆様は、次のことにご留意のうえ、このカリキュラムに沿って自己研鑽に努めてください。
 - (1) 「小動物獣医師向けカリキュラム」については、「基本事項」、「臨床的事項」及び「各種疾患における事項」の各事項につき年間2～3項目以上受講することが望ましい。
 - (2) 「産業動物獣医師向けカリキュラム」については、「基本事項」、「臨床的事項」及び「衛生的事項」の各事項につき年間2～3項目以上受講することが望ましい。
 - (3) 「公衆衛生獣医師向けカリキュラム」については、「一般事項」のうちの「食品衛生」、「共通感染症」、「環境保健」及び「ヒトと動物の関係」、「基本事項」の各事項につき年間2～3項目以上受講することが望ましい。
 - (4) 継続する3年間の受講にあたっては、受講した全項目数の約20%程度は一般的知識として示した「関連事項」を受講することが望ましい。
4. 運営委員会におきましては、研修事業実施主体から学会、研修会等、研修プログラムの認定について申請があった場合、その内容が研修カリキュラムに沿ったものかどうかを審査のうえ、認定の可否を決定することにしております。

【参考3】小動物獣医師向けカリキュラム

1. 基本事項

- (1) 獣医師に必要な関連法規（獣医師法，獣医療法，家畜伝染病予防法，狂犬病予防法，食品衛生法，薬事法，動物の愛護及び管理に関する法律，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）
- (2) 放射線防護並びに関連法規〔放射線防護に関連する施行規則，放射線障害防止法，労働衛生安全法（電離放射線障害防止規則）〕
- (3) 獣医療倫理（インフォームド・コンセント等）
- (4) 動物福祉
- (5) ヒトと動物の関係（動物行動学，動物介在療法，学校飼育動物，野生動物への対応等を含む）
- (6) 食品衛生・保健衛生（食品衛生・保健衛生等に関する指導，関連する薬事等）

2. 臨床的事項（各診療科における基本的な事項も含めて修得する）

- (1) 診療技術（診察法，基本的臨床検査法，X線検査法，理学的検査法，内視鏡検査法，超音波検査法，採血法，生検法，注射法，穿刺法，採尿法等）
- (2) 外科的処置（外科手術に対する心構え，滅菌・消毒法，局所麻酔と全身麻酔法，基本的な外科手術，術前・術中・術後の管理等）
- (3) 救急対処法
- (4) 治療法〔基本的治療法（ワクチネーション，輸血，輸液，薬物療法，化学療法等），先端的治療法（臓器移植，人工臓器，遺伝子治療等）〕
- (5) 看護法（分娩介助，新生子，高齢等）
- (6) 予防法（一般感染症，共通感染症）

3. 各種疾患における事項（基本的事項と最近の話題）

- (1) 感染症
- (2) 中毒
- (3) 腫瘍
- (4) 新生子疾患
- (5) 老齢性疾患
- (6) 呼吸器・循環器疾患
- (7) 消化器疾患・口腔疾患（歯科を含む）
- (8) 泌尿器・生殖器疾患〔不妊等産科（臨床繁殖）を含む〕
- (9) 運動器疾患
- (10) 神経・感覚器疾患（行動異常を含む）
- (11) 血液・造血器疾患
- (12) 内分泌・代謝性疾患
- (13) 皮膚疾患

4. 関連事項（小動物獣医師に修得して欲しい産業動物・公衆衛生分野の事項）

- (1) 産業動物の衛生管理
- (2) 産業動物疾病の予防（疫学，予防接種等）
- (3) 産業動物の感染症（共通感染症，監視伝染病等）

- (4) 産業動物の遺伝性疾患
 - (5) 生産獣医療システム（プロダクションメディスン，代謝プロファイルテスト等）
 - (6) 食品衛生（HACCP システム等）
 - (7) 共通感染症の分類，伝播様式（病原体と伝播様式）
 - (8) 環境保健
 - (9) 獣医学分野，公衆衛生分野における疫学
 - (10) 公衆衛生分野からみた動物用医薬品と薬剤耐性
- 〔注：共通感染症とは，人と動物の共通感染症をさす。〕

【参考4】産業動物獣医師向けカリキュラム

1. 基本事項

- (1) 獣医師に必要な関連法規（獣医師法，獣医療法，家畜伝染病予防法，狂犬病予防法，食品衛生法，薬事法，動物の愛護及び管理に関する法律，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）
- (2) 放射線防護並びに関連法規〔放射線防護に関連する施行規則，放射線障害防止法，労働衛生安全法（電離放射線障害防止規則）〕
- (3) 獣医療倫理（インフォームド・コンセント等）
- (4) 動物福祉
- (5) 食品衛生・保健衛生（食品衛生・保健衛生等に関する指導，関連する薬事等）
- (6) 畜産経済（経済疫学等）

2. 臨床的事項

- (1) 重点事項
 - 1) 繁殖の管理と障害
 - 2) 乳房炎
 - 3) 蹄病・運動器病
 - 4) 子牛と子豚の下痢・肺炎
 - 5) 遺伝性疾患
 - 6) 免疫介在性疾患
 - 7) 感染症と寄生虫病
 - 8) 衛生管理
 - 9) 監視伝染病・海外悪性伝染病の疫学と対処
 - 10) 生産獣医療システム
- (2) 診療技術
 - 1) 診察法
 - 2) 臨床検査法
 - 3) 画像検査法
 - 4) 理学・光学的検査法
 - 5) 治療処置法

3. 衛生的事項

- (1) 疾病予防

- 1) 疫学
 - 2) 防疫
 - 3) 消毒
 - 4) 予防接種
 - 5) 衛生動物の駆除
 - 6) 感染症・寄生虫病の実態と対策
- (2) 環境衛生
 - 1) 一般環境要因
 - 2) 畜産廃棄物とその管理
 - 3) 家畜と騒音
 - (3) 管理衛生
 - 1) 畜舎衛生
 - 2) 放牧衛生
 - 3) 輸送衛生
 - (4) 飼育衛生
 - 1) 飼養
 - 2) 飼料
 - 3) 栄養障害
 - 4) 代謝障害
 - 5) 中毒
4. 関連項目（産業動物獣医師に修得して欲しい小動物・公衆衛生分野の事項）
- (1) 小動物獣医療倫理（インフォームド・コンセント等）
 - (2) 小動物診療技術
 - (3) 小動物診療における外科的処置
 - (4) 小動物診療における救急対処法
 - (5) 小動物の疾病
 - (6) 食品衛生（HACCPシステム等）
 - (7) 共通感染症の分類，伝播様式（病原体と伝播様式）
 - (8) 環境保健
 - (9) 獣医学分野，公衆衛生分野における疫学
 - (10) 公衆衛生分野からみた動物用医薬品と薬剤耐性
- 〔注：共通感染症とは，人と動物の共通感染症をさす。〕

【参考5】公衆衛生獣医師向けカリキュラム

1. 一般事項

- (1) 獣医師に必要な関連法規（獣医師法，獣医療法，家畜伝染病予防法，狂犬病予防法，食品衛生法，薬事法，動物の愛護及び管理に関する法律，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律，と畜場法，食鳥検査法等）
- (2) 公衆衛生活動（公衆衛生学と衛生行動，健康づくり対策，地域保健対策）
- (3) 公衆衛生分野の疫学

- (4) 食品衛生における危害と対応
 - 1) 世界，我が国での食中毒，食品媒介感染症の状況
 - 2) HACCP システム
 - 3) リスクアナリシス（リスク分析，リスク管理，リスク評価）
 - 4) 動物用医薬品と薬剤耐性
- (5) 共通感染症の現状と対応
 - 1) 感染症新法と共通感染症
 - 2) 世界，我が国での新興・再興感染症の状況
 - 3) 感染症の発生と対応
- (6) 環境保健
 - 1) 汚染物質とヒト・動物への影響
 - 2) 畜産廃棄物と土壌水質汚染

2. 基本事項

- (1) 食品衛生
 - 1) 食品由来危害物質
 - ①生物学的危害物質（ウイルス，細菌，原虫，寄生虫）
 - ②化学的有害物質〔自然毒（動物性，植物性）カビ毒，抗菌，農薬，その他〕
 - ③食品に起因する新興・再興感染症
 - 2) 危害の制御法
 - ①滅菌・殺菌
 - ②保存・保蔵
 - 3) 食品の衛生管理システム
 - ①HACCP システム
 - ②リスクアナリシス
 - ③生産から消費の流れ（加工技術，保蔵技術，流通システム）
 - 4) 各種危険物質の検査法
 - ①食中毒の疫学調査
 - ②微生物
 - ③自然毒（動物性，植物性）
 - ④化学物質，農薬，抗生物質
 - ⑤残留農薬等ポジティブリスト制
 - ⑥アレルギー物質を含む食品とその表示
 - 5) 食肉・食鳥肉の衛生
 - 6) 乳・乳製品の衛生
 - 7) 食用卵の衛生
 - 8) 水産食品の衛生
 - 9) その他の食品の衛生（輸入食品，特殊栄養食品，遺伝子組み替え食品等）
- (2) 共通感染症
 - 1) 共通感染症の発生要因
 - 2) 共通感染症の分類，伝播様式
 - 3) ウイルス性感染症

- 4) リケッチア，クラミジア感染症
 - 5) 細菌性感染症
 - 6) 真菌性感染症
 - 7) 原虫性感染症
 - 8) 寄生虫性感染症
 - 9) その他の感染症（プリオン病等）
- (3) 環境保健
- 1) 環境保健の概念と環境アセスメント
 - 2) 汚染物質と環境での動態
 - 3) 地球環境問題と健康への影響
 - 4) 大気の衛生
 - 5) 水の衛生
 - 6) 下水の管理
 - 7) 廃棄物と環境
 - 8) 公害の定義・分類とその対策
 - 9) 衛生動物と環境管理
- (4) ヒトと動物の関係
- 1) 伴侶動物の衛生管理
 - 2) 学校飼育動物，展示動物の衛生管理
 - 3) 動物（伴侶動物）の行動学
 - 4) 動物介在療法
 - 5) 動物福祉
3. 関連項目（公衆衛生獣医師に修得して欲しい小動物・産業動物分野の事項）
- (1) 小動物獣医療倫理（インフォームド・コンセント等）
 - (2) 小動物診療技術
 - (3) 小動物診療における外科的処置
 - (4) 小動物診療における救急対処法
 - (5) 小動物の疾病
 - (6) 産業動物の衛生管理
 - (7) 産業動物疾病の予防（疫学，予防接種等）
 - (8) 産業動物の感染症（共通感染症，監視伝染病等）
 - (9) 産業動物の遺伝性疾患
 - (10) 生産獣医療システム（プロダクションメディスン，代謝プロファイルテスト等）
- 〔注：共通感染症とは，人と動物の共通感染症をさす。〕

付2:研修実績申告手数料及び修了証・認定証交付申請手数料について

研修実績申告手数料及び修了証・認定証交付申請手数料の金額は、表5のとおりです。

【表5】手数料の区分と金額

手数料の区分	手数料の金額	備 考
研修実績申告手数料	1ポイントにつき500円	1年間10ポイントで5,000円
修了証交付申請手数料	研修実績申告手数料のほか 5,000円	1. 修了証及び認定証を交付申請した場合は、原則として生涯研修実績証明書を交付しません。交付には、別途、生涯研修実績証明書追加発行手数料が必要となります。 2. 修了証と認定証は同時に交付することができます(修了証と認定証分の交付申請手数料が必要です。)
認定証交付申請手数料	研修実績申告手数料のほか 5,000円	
生涯研修実績証明書追加発行手数料	研修実績申告手数料、修了証・認定証交付申請手数料のほか 1,000円	

注1：表の金額は、獣医師会会員の場合の金額です。獣医師会非会員の場合には金額が全て2倍となります。

注2：研修実績申告手数料及び修了証・認定証の交付申請手数料は、生涯研修実績証明書、修了証及び認定証の作成費用や送料のほか、データ管理等の地方獣医師会及び日本獣医師会の事務経費に充当するものであることを十分にご理解ください。

〈交付手数料早見表〉

交付する証明書等	生涯研修実績証明書	修了証	修了証及び生涯研修実績証明書	認定証	認定証及び修了証	認定証及び修了証及び生涯研修実績証明書
研修実績申告手数料 10ポイント5,000円	○	○	○	○	○	○
修了証交付申請手数料 5,000円		○	○		○	○
認定証交付申請手数料 5,000円				○	○	○
生涯研修実績証明書追加発行手数料 1,000円			○			○
合 計	5,000円	10,000円	11,000円	10,000円	15,000円	16,000円

